

令和3年度第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会
会議録（概要）

- 日時 令和3年7月28日（水）午後2時から午後2時45分まで
- 場所 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局4階 401議室
- 出席者 委員
政木会長、岡田委員、角委員、小林委員
事務局
三上事務局長、藤山消防局長、赤川消防局次長兼総務課長、生田事務局総務課長、三原事務局総務課担当課長補佐、本池施設管理課長、小林施設管理課施設長、ほか職員3名
- 欠席者 森田委員
- 傍聴者 1名

審議会の概要

【日程1 開会】 午後2時

審議会条例に基づき、審議会の成立要件（委員の半数以上が出席）を満たしていること、原則として公開で進行することを確認。

【日程2 会長あいさつ】

○政木会長

ご出席いただき大変感謝している。審議を通じて、本組合の入札や契約に係る透明性や公平性が確保され、より適正な執行につながるよう実のある会議にしたい。委員の皆様のご協力をお願いします。

【日程3 報告事項（随意契約の状況及び入札参加者の辞退理由等について）】

事務局より、令和2年度予算に係る契約案件のうち、随意契約の件数及び該当理由、入札を辞退した事業者の件数及びその辞退理由、入札で失格となった事業者の件数及びその失格理由、そのうち、最低制限価格を下回って失格した事業者に対し例年行っているアンケート結果について報告。

【日程4 審議事項（入札及び契約の運用状況について）】

令和2年度予算に係る契約案件のうち各委員が指定した9案件について、指定委員が指定理由及び質疑等を発言し、事務局が説明を行う形式で、1案件ずつ審議を行った。

○小林委員

「桜の苑改修建築主体工事」について、桜の苑の改修工事は特殊な工事なので、決まった業者がするように思っていたが、公募型になった理由は何か。

○生田事務局総務課長

今回の工事内容は、火葬炉等の特定の設備を対象とした工事ではなく、屋根・外壁等の建築工事であった。公募型となった理由については、本組合が定めている公募型指名競争入札実施要領において、原則として予定価格が1億5千万円以上の工事を公募型指名競争入札の対象とすることとしており、今回の工事は設計額が2億円を超えているため、公募型とした。

○小林委員

了解した。

○岡田委員

「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」、「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」の2件の工事について、毎年同時期にその1、その2として分離して発注している。工期に違いはあるが、破砕機の補修工事という同内容の工事であれば分離ではなく合体して発注した方が、経費節減ができるのではないか。また、今回は結果的にその1、その2ともに同じ業者が落札しているが、もし別々の業者となった場合、現場が錯綜するおそれはないのか。例年分けて発注している理由は何か。

○小林施設管理課施設長

回転式破砕機設備は、高速回転してごみを破砕する設備であり、施設にとっての主要設備であり、特殊な設備である。

その1工事は、補修工事の中でも主要部材の取替・補修を行うもので、機器に対する相当の知識や技術が要求される工事内容であるため、施工対象業者がある程度限定される工事である。その2工事は、消耗部材の肉盛補修や取替等の工事で、通常のプラント機器補修の経験があれば施工可能な工事内容である。

その1工事とその2工事の内容を合わせて発注すると、施工できる業者が限定される。

工期のうち、その2工事は1～3日、その1工事も3日程度の短期間の現場施工を積み重ねていくものとなっている。現場作業について、施工業者と十分に日程調整を行い、別日となるように調整するため、別業者であっても今まで2つの工事施工が錯綜して問題になったことはない。

○岡田委員

了解した。

この回転式破砕機は大きな機械で、1台しかないものか。

○小林施設管理課施設長

そのとおりである。

○政木会長

つづいて、「消防局昇降機設備改修工事」について審議する。

エレベーター改修工事について、リニューアルの概要を教えてほしい。自分の認識では、エレベーター改修には大きく3種類程度あり、全部取替であれば製造メーカーでなくても可能であるが、今回のようないわゆる制御リニューアルについては、制御盤等の入れ替

えであり、製造メーカー以外ではできないと聞くことがあるが、工事が可能なのか。

○赤川消防局次長兼総務課長

消防局庁舎が平成5年に完成してから25年余り経過し、2020年にはメーカーの部品供給が停止となることから、今後のメンテナンス維持するため、大規模な改修を行ったものである。

改修内容は、レール、カゴの本体以外のほぼ全てとなる巻き上げ機、ブレーキ、各種ロープやセンサー、カゴの内装等の交換であった。

また、違法ではないものの、現行法では既存不適合であった装置も併せて整備した。その内容は、戸開走行保護装置、地震の初期微動（P波）の検知装置、地震時管制運動装置の整備である。以上が今回の改修の主なものであった。

製造メーカー以外での工事についてだが、エレベーターの点検整備については、メーカーに属する「メーカー系」の業者とメーカーに属さない「独立系」の業者があり、独立系の業者について調査したところ、国内で10社程度を確認した。そのうち、西日本に拠点を置く5者について、今回の点検整備が可能であるか確認したところ、4者は山陰を営業範囲としていないということだったが、1者は仕様の内容によっては可能との回答であった。そのような独立系メーカーの参加の可能性があったため、入札とした。

○政木会長

了解した。

独立系メーカーも少しずつ手を挙げるところが増えてきている印象はある。

○政木会長

つづいて、「リサイクルプラザ搬送設備補修工事その2」、「リサイクルプラザ排水処理設備補修工事」について審議する。

入札した参加業者の内、過半数が最低制限価格を下回って失格となっている。このようなことは一般的なことか。それとも最近の傾向なのか。最低制限価格の制度については、その工事の品質の担保ということで、理解はしているが、民間の受注価格はもっと低いのではないか。見解があれば教えてもらいたい。

○生田事務局総務課長

米子市や他団体の場合も過半数が最低制限価格を下回る事例があることは確認している。本組合は、工事の予定価格を事前に公表しており、最低制限価格を算定する方法も併せて公表している。資料1でも説明したとおり、最低制限価格を独自で算出する方法をとっている業者もあったので、その結果として、本組合の公表している算出式による額よりも低額となってしまったということではないかと考えている。実際にNo.14とNo.16の失格者に対するアンケートの内容は、1者を除き業者独自の算出方法を取っていたということであり、本組合の公表している算定方法で入札をした1者は、算出に誤りがあったため、最低制限価格を下回ったという回答であった。

○政木会長

了解した。

最低制限価格の主旨については理解しているのでこれで良いと思う。

○角委員

「米子浄化場前処理設備補修工事」について、比較的の辞退者の数が目立ったのと、落札率が少し低いのではないかと思ひ、工事内容に特段の理由があれば聞きたい。辞退理由については説明があったが、それ以外に何かあれば教えてもらいたい。

○生田事務局総務課長

辞退理由については、資料 1 の 2 ページに辞退した具体的な理由を記載しており、それ以上の把握はしていない。

○角委員

辞退理由の「メーカーからの見積り回答が予定価格を大幅に上回ったため」についてだが、こういうメーカーからの見積りで予定価格を上回ることは、多々あることなのか。

○生田事務局総務課長

多々あることかどうかは分からないが、それぞれの業者は工事のために必要な部材等を仕入れて実施している。それをもとに自社の中で積み上げをして入札をするが、その結果として本組合が公表している予定価格を上回ったために、入札を辞退されることがある。令和 2 年度は予定価格の超過を理由に辞退した業者が 3 者あるが、全体の工事の件数の中ではさほど多くはない事例だと思う。

○政木会長

他の委員からは他に質問がないか。ないようなので、次に、工事に係る随意契約に係る審議に入る。この審議には予定価格等、非公表の内容が含まれているため、傍聴者には退室願う。

【傍聴者退室】

○小林委員

「米子浄化場電話設備改修工事」について、随意契約とはいえ、落札率が（非公表）というのは低いように思うが、こんなに安くできるものなのか。

○本池事務局施設管理課長

今回の工事内容は、電話設備の交換機本体と施設各室にある電話機 19 台を一式交換するもので、一般的な電気通信設備工事である。

受注後に業者へ確認したところ、この金額でも施工は可能であるとのことであった。また、工事には完成検査も行うが、施工に関しては特段の問題もなく工事を終えていた。

○小林委員

それでは、機器を安く仕入れるなど何らかの形で、低い額での施工ができたのではないかと理解した。

○岡田委員

「うなばら荘非常用発電装置改修工事」について、1 号（予定価格が 130 万円以下の

工事)の随意契約であるのに、最高見積額が290万円というのは疑問に感じる。何か理由があったのか教えてもらいたい。

○本池事務局施設管理課長

本工事は老朽化した非常用発電装置の改修を行ったものである。選定した2者には、事前に現状確認をしてもらった上で設計見積を依頼し、その内容により部品交換を主とした設計積算を行い、見積合わせを行ったものである。

最高額を提示した見積業者は、設計見積の段階で、充電器や制御盤等の更新や新設時に行う負荷試験も行った方が良いなどの提案内容を含めた見積りを提示されたため、部品交換のみの設計見積に訂正してもらった経緯がある。あくまでも推測だが、見積合わせの段階では、そういった経緯からその提案の思いがあったためか、錯誤か行き違いがあったのではないかと考えている。

仮に錯誤か行き違いがあったのであれば、今後は適切に対応したいと考えている。

○岡田委員

了解した。

○三原事務局総務課担当課長補佐

日程3報告事項の際に岡田委員より質問のあった、資料1の3ページ目の最低制限価格を下回ったことによる失格者へのアンケートの中の、最低制限価格の算出方法「その他」の内容についてだが、アンケートの選択肢として「その他の方法により、最低制限価格を算出している。」という項目を初めから設けており、それを選択されたものである。その内容についての詳細は把握をしていない。

○岡田委員

了解した。

○政木会長

他の委員からの質疑もないようなので、以上で全案件の審議を終了する。

審議会に対して委員から特段の意見はないため、会議内容を管理者へ報告願う。

【日程7 その他】

○事務局

なし

○岡田委員

審議案件を指定する際に、事前に資料1のような、辞退理由の一覧などの資料があれば参考になる。もしも可能であれば案件一覧表に合わせて資料をいただきたい。

○生田事務局総務課長

ご意見をいただき、あらためて前向きに検討する。

【日程8 閉会】 午後2時45分

○政木会長

これをもって、令和3年度第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を終了する。